

図書館から情報発信しませんか？



雑誌スポンサー募集中！

◇事業者の方：広告媒体や社会貢献の一環として

◇個人の方：人と人、人と情報をつなぎ、新たな文化を
育む住民活動として

新たな図書館資料を確保し、図書館サービスの向上を図るとともに、情報発信の場を提供する「雑誌スポンサー制度」を始めました。

スポンサーにはご希望の雑誌の購入代金を負担していただき、最新号のカバー表紙にスポンサーの名称を表示し、カバー裏面には、スポンサーが作成した広告を掲示します。

図書館は年間約 75,000 人の入館者があります。雑誌の最新号は館内閲覧のため、多くの方の目にとまり、広告効果が期待できるとともに、スポンサーの地域貢献活動を広くアピールできます。たくさんのご応募をお待ちしています

申し込み・お問い合わせ

大口町立図書館

休館日 毎週月曜日・第2木曜日・年末年始等

〒480-0126 愛知県丹羽郡大口町伝右一丁目 47 番地
(中央公民館 3 階)

TEL 0587-95-3999 FAX 0587-95-0341

ホームページ <http://www.town.oguchi.aichi.jp/2193.htm>

●「雑誌スポンサー制度」とは

大口町立図書館の新たな図書館資料を確保し、図書館サービスの向上を図るために、図書館の雑誌カバーを民間事業者や一般の方に広告媒体として提供し、その事業活動を促進するとともに、雑誌の購入代金を負担していただく制度です。

これにより提供いただいた雑誌の「最新号」のカバーに、スポンサーの名称を表示し、カバーの裏面に広告を掲示するものです。

●「雑誌スポンサー制度」の概要

- ① スポンサー申出者に、図書館が作成した「**提供希望雑誌リスト**」から提供雑誌を選択していただきます。リスト以外の雑誌の提供は、図書館長が図書館資料として適当と判断した場合に認められます。

雑誌は、複数冊選択することが可能です。（選択数に制限はありません。）

- ② スポンサーには、雑誌の購入代金を負担していただきます。雑誌の調達は図書館が行います。
- ③ 提供いただいた雑誌の「最新号」のカバー表面に、スポンサーの名称を表示し、カバーの裏面にはスポンサーが作成した広告を掲示します。
- ④ 提供いただいた雑誌を図書館の雑誌コーナーに配架して利用に供します。
雑誌の配架場所及び位置は、図書館が決定します。

◆スポンサー名（雑誌表面）の表示

大 き さ：縦4cm 横13cm 以内、地色は白色

貼付位置：最新号カバー中央より下部

そ の 他：スポンサー名の下に、雑誌スポンサー制度により提供された雑誌である旨を記載します。

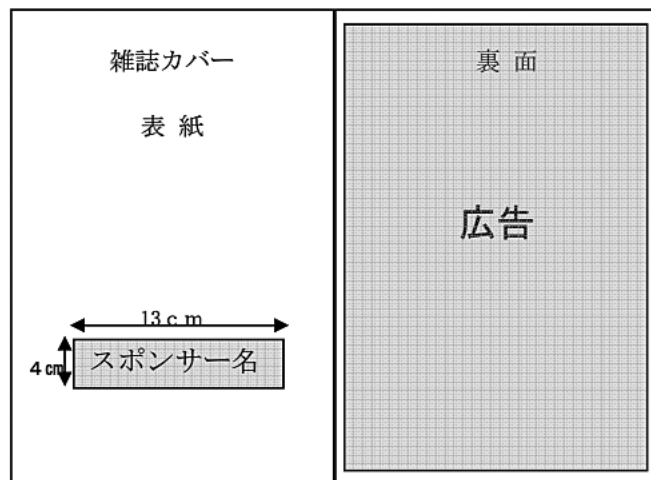
◆広告（雑誌裏面）の掲示

規 格：雑誌カバー用 カバーの縦横の寸法未満

表示位置：雑誌カバー裏面

そ の 他：広告はスポンサーが作成

※規格及び貼付位置は、雑誌の大きさ等により調整することがあります。



●スポンサー及び広告の対象

スポンサーは、企業・商店・団体・個人等を対象とします。また、大口町有料広告掲載基準第4条に規定する業種又は事業者に該当するものは対象としません。なお、広告の掲載中にこれらに該当するに至った場合も同様とします。

広告の内容は、図書館の公共性、社会的信頼性等を損なうおそれのないものとし、大口町有料広告掲載に関する要綱第3条第1項及び大口町有料広告掲載基準第5条に該当するものは、広告掲載の対象としません。

●申込方法

大口町立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱の雑誌スポンサー申込書（様式第1）に必要事項を記入のうえ、大口町立図書館まで持参してください。

添付書類

- ・ 広告図案
- ・ 会社概要等（業種等がわかるもの）

●申込期限

大口町立図書館の開館日に、随時受け付け致します。

受付時間 午前9時00分から午後5時00分まで（休館日を除きます。）

掲載期間等 相談・協議のうえ決定します。

その他 一度契約をいただければ、次年度以降は継続が可能です。

●契約

雑誌スポンサー制度のスポンサーに決定した場合は、その結果を大口町立図書館雑誌スポンサー制度掲載可否決定通知書（様式第2）により申込者に通知したのち、広告掲載契約を締結します。

●購入代金の支払方法

スポンサーは町に対して、町が指定する期日までに、雑誌購入費用相当額（以下、「スポンサー料」という。）を一括先払いします。

●広告掲出期間

広告の掲出期間は、町長が掲出を決定した月の翌月から翌年の3月31日までとする。ただし、掲出の決定が2月から3月になる見込みのときは、スポンサーとの協議により、新年度の4月1日からとすることができます。

スポンサーは、広告掲載を中止するときは、大口町立図書館雑誌スポンサー制度中止届（様式第4）を提出する必要があります。なお、年度途中に広告掲載の中止をした場合、すでに納付されているスポンサー料については返還できません。

広告の掲載期間満了の2月前までに前項の中止届の提出がない場合は、自動的に更新するものとして、その後も同様とします。

●雑誌が休刊等した場合の措置

スポンサーが選定した雑誌が休刊等した場合は、図書館と協議の上、スポンサーが別の雑誌を選定します。

●スポンサーの責務

スポンサーは掲載した広告内容について一切の責任を負うものとします。

広告の作成費用は、スポンサーの負担とします。

大口町立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱第7条の規定により決定を受けた広告掲載の権利を譲渡し、又は継承することはできません。

広告の掲載により第三者に損害等を与えた場合は、スポンサーにおいて解決しなければいけません。